

山梨県障害者幸住条例の改正について（素案）

1 改正の理由

本県は、障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進し、もって障害者が生きがいを持ち、幸せに暮らすことができる社会を築くことを目的に、山梨県障害者幸住条例（以下「条例」という。）を平成5年10月に制定した。

しかし、制定から20年余りが経過し、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定などの法整備も進む中で、障害者の自立と社会参加を促進することにとどまらず、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められている。

このことから、県民の障害及び障害者に関する誤解や偏見をなくし、障害者の権利を実現するための取組を進める必要があるため、条例の全部を改正する。

2 条例の名称

山梨県障害者幸住条例という名称について、一部の障害者からは、改正後の条例の目的である共生社会の実現に合わせ、再検討すべきとの意見もあるが、障害者と障害者でない者が幸せに住むことができる幸住社会の実現は、共生社会の実現につながるものであり、また、現行の名称が広く県民に定着していること、全国的に見ても斬新で意味深い名称であるとの有識者の評価もあることから、条例の名称は変更しないこととする。

3 改正後の条例の内容

（1）目的

障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害者も障害者でない者も共に暮らしやすい社会づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の禁止等を定め、障害を理由とする差別を解消するための支援や取組を総合的、かつ、計画的に推進することにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする。

（2）定義

「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

「共生社会」とは、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。

(3) 基本理念

全ての障害者が障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、次に掲げる事項を旨に共生社会の実現を図る。

全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

(4) 県の責務

県は、基本理念にのっとり、共生社会を実現するための施策を総合的、かつ、計画的に策定し、及びこれを実施する。

(5) 県民の役割

県民は、基本理念への関心と理解を深めるとともに、県が実施する共生社会を実現するための施策に協力するよう努める。

(6) 市町村との連携

- ・ 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、共生社会を実現するための施策を策定し、及びこれを実施するよう努める。
- ・ 県は、市町村が共生社会を実現するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。

(7) 関係団体との連携

県は、(4) の施策を策定し、又は実施するに当たり、関係団体から意見を聞くなど、連携に努める。

(8) 財政上の措置

県は、共生社会を実現するための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(9) 障害者の福祉の推進

啓発及び交流

- ・ 県は、障害及び障害者に対する県民の理解の不足から生じる社会的障壁を除去し、障害者と障害者でない者の相互理解を促進するため、障害及び障害者に関する知識の普及啓発を推進するとともに、障害者と障害者でない者の交流の機会の提供その他必要な施策を推進する。

福祉

- ・ 県は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援その他の必要な施策を推進する。

医療

- ・ 県は、障害者の心身の状況に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるよう必要な施策を促進する。
- ・ 県は、市町村及び医療機関等と連携を図り、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療に資する施策その他必要な施策を促進する。

教育

- ・ 県は、障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実その他必要な施策を推進する。
- ・ 県は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進するよう必要な施策を推進する。
- ・ 県は、障害者に対する理解と思いやりのある児童等を育成するため、福祉教育（地域の人材を活用した福祉に関する講話などを通じて他者を思いやる心を育成する教育をいう。）を推進するよう必要な施策を推進する。

雇用及び就労

- ・ 県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を推進する。

- ・県は、障害者の雇用及び就労について、事業主の理解を深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するため、障害者の優先雇用その他の必要な施策を推進する。

公共交通機関

- ・県は、障害者が公共の交通機関を安全に、かつ、安心して利用することができるようにするために必要な施策を推進する。

文化芸術活動等

- ・県は、障害者が障害の状態にかかわらず円滑に文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等に参加することができる機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動等の推進に必要な施策を推進する。

円滑な意思疎通

- ・県は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者の意思疎通を仲介する者の養成その他必要な施策を推進する。

防災

- ・県は、障害者が地域において安全に、かつ、安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災に関し必要な施策を推進する。

(10) 福祉のまちづくり

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の対象とならない建物は、引き続きバリアフリー化を推進する必要があることから、現行の福祉のまちづくりに関する取組の規定は改正しないが、特定施設（不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則に定めるもの）については、他法令が整備基準等を定めていない等の施設を規定し、効果的に福祉のまちづくりを推進する。

見直し後の特定施設

娯楽施設等（劇場、映画館等）、物品販売業を営む店舗、事務所（銀行、郵便局等）、公会堂及び集会場、飲食店、理容所及び美容所

(11) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止

県及び事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

ただし、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的理由がある場合は、この限りでは無い。

福祉

- ・ 障害者に社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を提供する場合において、当該障害者に対して、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- ・ 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、当該障害者に対して、同条第 16 項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して同条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設に入所させ、又は同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させること。

医療

- ・ 当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- ・ 法令に特別の定めがある場合を除き、その障害を理由として、当該障害者の意に反して長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

教育

- ・ 当該障害者及びその保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）への意見聴取及び必要な説明を行わないで、又はこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者が就学すべき学校（同法第 1 条に規定する小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。
- ・ 当該障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。

商品販売、サービス提供

- ・ 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、当該障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの

提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

雇用

- ・労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- ・障害者を雇用する場合において、障害者に対して、業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。

建物、公共交通

- ・多数の者が利用する建物その他の施設又は公共交通機関を障害者の利用に供する場合において、当該障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

不動産取引

- ・不動産の取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

情報、コミュニケーション

- ・当該障害者から情報の提供を求められた場合において、当該障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- ・当該障害者が意思を表示する場合において、当該障害者に対して、当該障害者が選択した意思表示の方法によっては当該障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある

場合を除き、その障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(12) 社会的障壁を除去するための合理的な配慮

- ・ 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の保護者、後見人その他の関係者が当該障害者の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害者の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
- ・ 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(13) 障害者差別を解消するための取組

障害者差別に関する相談支援

- ・ 障害者及びその家族その他の関係者は、県に対し、障害者差別に関する相談をすることができる。
- ・ 県は、当該相談があったときは、関係者に必要な助言、情報の提供その他必要な援助を行い、当該相談に係る関係者の調整を行うことができる。

障害者差別地域相談員（仮称）

- ・ 県は、上記 の相談支援を行うため、障害者差別地域相談員を置く。
- ・ 県は、身体障害者相談員や知的障害者相談員、その他障害者の福祉の増進に関し熱意と識見を持っている者及び団体であって適当と認めるものから障害者差別地域相談員を選任し、上記 の相談支援業務を委託することができる。
- ・ 障害者差別地域相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行うものとする。
- ・ 障害者差別地域相談員又は障害者差別地域相談員であった者は、正当な理由なく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

障害者差別解消推進員（仮称）

- ・ 県は、障害者差別地域相談員に対する指導及び助言、紛争防止・解決機関（法律や制度に基づき紛争を防止し、解決する権限を持つ機関をいう。）との調整を適正かつ確実にを行うため、障害者差別解消推進員を置く。

- ・ 障害者差別解消推進員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行うものとする。
- ・ 障害者差別解消推進員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

指導及び助言並びに情報の提供

- ・ 障害者差別地域相談員は、障害者差別に関する相談業務について、必要に応じ、障害者差別解消推進員に対し、指導及び助言を求めることができる。
- ・ 障害者差別解消推進員は、障害者差別に関する相談業務における調整では解消できない相談の事案があった場合、当該相談をした者の意向を確認の上、的確な紛争防止・解決機関に連絡し、調整を行う。

この条例に規定する相談機関以外の相談機関との連携及び協力

この条例に規定する相談機関以外の相談機関は、県並びに障害者差別地域相談員及び障害者差別解消推進員と連携し、共生社会を実現するための施策の実施に協力するよう努める。

山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議（仮称）

県は、国及び市町村その他の機関並びに障害者及び事業者その他県が必要と認める者で構成する「山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）」を組織する。ネットワーク会議では次の業務を行う。

障害を理由とする差別の事例の研究や情報提供

障害を理由とする差別の解消を進めるための取組に係る協議及び県民への周知

障害者差別に関する相談業務を円滑に進めるための指導や助言

その他の障害を理由とする差別の解消を推進するための取組に関する事項

(14) その他の事項

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

障害者差別地域相談員への業務の委託の手續その他の行為及び障害者差別解消推進員の委嘱の手續その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

県は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な対応を行う。